

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年6月12日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋電気設備点検において、電線管支持金具及び中継端子箱の蓋・ねじに脱落が認められたため、当該不良箇所を補修。	D	
2	1号機	主排気ダクト点検時、ダクトサポート及び雨仕舞部の一部に腐食(錆)の発生が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
3	1号機	タービン補機冷却系熱交換器の海水入口配管において、保温材に破損が認められたため、当該箇所を補修。	D	
4	2号機	廃棄物処理補機冷却水ポンプ(C)吐出逆止弁において、保温材の取付け不良(変形)が認められたため、当該不良箇所を補修。	D	
5	2号機	循環水ポンプ(C)モータ軸受温度指示計において、計器窓内に結露水が認められたため、当該結露水を拭き取り。	D	
6	3号機	復水ろ過器(A)出口導電率計点検時、同計器元弁にシートリークが認められたため、当該弁を補修。	D	
7	4号機	高圧窒素ガス供給系窒素ガスポンプ(A、B)側出口安全弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	
8	4号機	復水浄化ポンプ(A)用電動機点検において、同電動機用冷却器漏水検知器端子箱のフレキシブル電線管接続金具に割れが認められたため、当該電線管を交換。	D	
9	4号機	原子炉給水入口電動弁駆動部点検において、同弁駆動部からのグリス漏れが認められたため、当該弁駆動部を点検・補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353